

所謂『文安御即位調度図』の祖本をめぐって

石田実洋

はじめに

所謂『文安御即位調度図』については、(一四四四)―(一四四九)文安年中に即位礼は行われていないことから、早くよりその書名について疑問が呈され、福山敏男氏の考察によつて、(一四四)永治元年・(一六五)永万元年・(一六八)仁安三年のいずれかのもとと推定されている。すなわち、同氏によれば、

群書類従に「文安御即位調度図」と題して収められる一巻は「文安元年正月令書写」了、藤原光忠」という奥書があるためにこのように名付けられたものらしく、その内容は文安当時のものではなく、平安時代に成つたものであることは先学の指摘された通りであろう。高御座をはじめ大極殿南軒の帽額、火爐、幢、旗、幡、鉢、狛犬形、執物その他の調度を図示し、一々に説明文を添えてある。大極殿南面十一間にかけたす帽額の長さが十八丈八尺であつたことは、同殿の大きさを語る資料とすることができる。その日像幢の条に「保安記」を引いているから、保安四年以後の即位の時のものとすることができよう。従つて本書は永治

元年、久寿二年、保元三年、永万元年、仁安三年の五度のうちいずれかに関係するものとすべきであろう。また高御座の条に壇上に摂政の座を設けることを記すが、右の五度のうち久寿二年と保元三年の二度は摂政がなくて、関白がおかれていた時であるから除外されることになろう。結局永治元年、永万元年、仁安三年の三度のうちいずれかにおかれるものであろう。

② ① ② という。首肯し得る見解であろう。

ところが、所謂『文安御即位調度図』に言及したその後の論考では、後述する米田雄介氏の論考を除き、この福山氏の見解が十分に踏まえられていないように思われる。その一因は、所謂『文安御即位調度図』自体の分析のみからでは同書の成立年代をこれ以上特定していくことは困難であり、平安時代後期より鎌倉時代の即位礼に関する諸記録の記述と比較した分析結果をもとに成立年代を推測する、という方法が採られていることにある。その際、同書全体が考察の対象とされることは少なく、ほとんどの場合、論者の関心や問題意識により選択された一部分、例えば高御座などの部分のみの比較にとどまっていることもまた、原因の一つとして指摘できるであろう。ただ、

各天皇の即位礼に関する諸記録には記述内容に精粗があり、各即位礼のあり方を同じ条件で比較できるわけではないところに、この方法の限界がある^③。結局のところ、平安時代に遡る可能性がある古図として注目されてきたものの、この所謂『文安御即位調度図』自体に関する本格的な研究はほとんど行われておらず、部分的に利用されてきたに過ぎないのが現状といえよう。

そのような中で、米田雄介氏が所謂『文安御即位調度図』について論じられた際、同書と類似した内容であり、恐らくは祖本を同じくすると思われる諸本を紹介され、その系統分類に関する試案も提出された^④。これは非常に重要な研究成果であり、それらの諸本をも援用すれば、所謂『文安御即位調度図』も含む諸本の祖本について、成立年代やその性格をさらに追究していくことが可能であるように思われる。

そこで本稿では、福山・米田両氏の見解を踏まえた上で、所謂『文安御即位調度図』をはじめとする諸本の祖本について、愚見を述べていくこととしたい。

一 所謂『文安御即位調度図』と

祖本を同じくすると思しき諸本について

まず、米田氏の論考を基礎としつつ、同氏は論及されていないが管見に入った写本も加えた上で、所謂『文安御即位調度図』と祖本を同じくすると思しき諸本について筆者なりに整理しておこう。これらは、次のように大きく四つに分けて整理するのが妥当なように思われる。なお、他より一字分下げて掲示したのは、その系統に属するのであろうが完本とはみなせない写本であり、末尾に「(※)」を付したのは、米田氏も論及された写本である。

I 応安奥書本系統

- 壬生本『御即位御装束絵様』一巻^⑤
- 東山御文庫本『御即位御装束絵様』一巻^⑥(※)
- 東山御文庫本『即位器服図式』一巻^⑦(※)
- 狩野亨吉氏蒐集古文書『礼服図』一巻^⑧

II 九条本

- 九条本『即位装束絵図』二巻^⑨(※)

III 文安奥書本系統^①

- 彰考館文庫本『御即位旗幟図』一巻^⑩
- 平田本『御即位御調度方』一巻^⑪
- 斎宮歴史博物館本『文安御即位調度図巻 模本』一巻^⑫
- 分林家本『御即位御装束之図』一巻^⑬(※)
- 穂久邇文庫本『文安御即位調度図』一巻^⑭

IV 文安奥書本系統^②

- 群書類従本『文安御即位調度図』一冊^⑮(※)
- 坊城本『文安御即位調度』一冊^⑯
- 西尾市岩瀬文庫本『御即位調度文安図』一冊^⑰
- 昌平坂学問所本『文安御即位調度』冊^⑱
- 神宮文庫本『文安御即位調度之図』一巻^⑲(※)
- 岩手県立図書館本『文安御即位調度図』一冊^⑳
- 尊経閣文庫本『文安御即位調度図式』一冊^㉑
- 押小路家本『文安登極儀図』一冊^㉒
- 小原家文庫本『文安御即位調度之図』一巻^㉓

京都大学文学部本『文安御即位調度図』一卷²⁴

勘解由小路家本『文安御即位調度図』一卷²⁵

壬生本『御即位調度図』一卷²⁶

早稲田大学図書館本『文安御即位調度』一卷²⁷

先帝御事蹟調査掛本『獸形繡帽額^縮略^縮図』一卷²⁸（※）

また、

東山御文庫本『高御座絵図 彩色入』一卷²⁹

東山御文庫本『高御座絵図』一卷³⁰

は、ともに所謂『文安御即位調度図』より高御座に関する部分のみを抜き書きしたもので、その様相よりIV文安奥書本系統^②ではない系統の写本から転写されたものと思しい。なお、

松岡本『高御座^{文安御即位調度図}』一冊³¹

は『大内裏図考証』などの諸書から高御座に関する部分を集めたもので、所謂『文安御即位調度図』からも高御座の図とその付注を引用する。

この他、かつて存在したことが確実でありながら現存が確認できない写本も、I応安奥書本系統の祖本である「左大史兼治本」をはじめ、先帝御事蹟調査掛本『獸形繡帽額^縮略^縮図』一巻の親本であるという「舊主殿寮小野家^職忠^忠ノ所藏御即位建物舊式圖と題セル一本」など、ある程度の数にのぼる。

ただ、特に近世以降には即位関係の調度図が多数作成されていることもあり、Ⅲ文安奥書本系統^①・IV文安奥書本系統^②に属する写本で、書名に「文安」の二文字が含まれている場合には比較的わかりやすいものの、I応安奥書本系統・II九条本に属する諸本は一見してそれとわかる書名であることは少なく、内容を確認しないことには判別が難しい。したがって、当然ながら、

まだまだ筆者の把握し切れていない写本が少なくないであろうことが予測される。

さて、以上のうち、I応安奥書本系統が最も内容の完備したものであるから、以後本稿においては、これらの諸本を総称する場合には『即位装束絵図』と呼ぶことにしたい。

II九条本は、I応安奥書本系統と比較した場合の大きな相違点として、冒頭の烏銅幢をはじめ四神旗の図を闕くこと、諸臣正冠図を下巻冒頭とする二巻構成となっていることが挙げられる。

Ⅲ文安奥書本系統^①は、II九条本のうち上巻のみを書写した如き内容となっており、IV文安奥書本系統^②は、Ⅲ文安奥書本系統^①をもとに、高御座の図を冒頭にもってくる入れ替えが行われた如き内容となっている。ただし、Ⅲ文安奥書本系統^①・IV文安奥書本系統^②の両系統は共に、II九条本では闕けている冒頭部の諸図も存する。

そして米田氏は、「所謂『文安御即位調度図』の成立過程について、一つの憶測をのべてみたい」として、

まず東山御文庫本のような『御即位御装束絵図』全一巻が成立し、ついでそれを上下二巻に分けた九条家本のような『即位装束絵図』が作られ、そのうち上巻のみを描いた分林家本のような『御即位御装束之図』が作られた。その後、恐らく江戸時代であろうが、絵（高御座の図）の位置を入れ替え、さらに表紙が失われたため書名がわからなくなり、奥書に見える年次によって『文安御即位調度図』と題するようになり、それが伝えられて『群書類従』にも収められ、一般に広く知られるようになったのであろう。

とされる。米田氏が確認されていた諸本から考える限りでは、最も妥当な推測であろう。管見に入った写本を加えても特に大きな訂正を要するところはないようであるが、念のために付言しておけば、冒頭部を闕くⅡ九条本が、Ⅲ文安奥書本系統①・Ⅳ文安奥書本系統②の直接の祖本である可能性は少ない。Ⅱ九条本が本来は冒頭部も完備していたものであったとして、それが失われてしまう以前の同本から派生した可能性が考えられないわけではないが、Ⅱ九条本とほぼ同内容で、冒頭部も完備した写本が他にも存在した可能性が考えられるし、また、たまたまⅡ九条本の上巻がⅢ文安奥書本系統①・Ⅳ文安奥書本系統②の諸本と対応するかたちになっていることから、米田氏の推測が最も妥当なように思われるが、上下に分巻されていないⅠ応安奥書本系統の諸本からでもⅢ文安奥書本系統①・Ⅳ文安奥書本系統②の諸本は派生し得る。Ⅰ応安奥書本系統の内容構成を考えると、これを二分するとすれば、前半の儀場の鋪設に関わる部分と、後半の臣下の装束などに関わる部分とに分けるのが最も自然な分け方であり、この場合の前半が、まさにⅡ九条本の上巻やⅢ文安奥書本系統①・Ⅳ文安奥書本系統②の諸本と対応するのである。したがって、この点についてはさらに慎重に、様々な可能性を考慮していく必要がある。

しかし、いずれにせよ、米田氏の論考によって、これらの諸本は同一の祖本から派生したものであることがほぼ明らかとなった、と考えてよい。これは、『即位装束絵様』の祖本が何時頃成立したものであり、如何なる性格のものであったのかを考察するに際しては、非常に重要な手がかりをあたえてくれるものと評価できよう。

特に、Ⅱ九条本『即位装束絵図』の下巻には、巻末に奥題が記されており、

その記述によって、福山氏が永治元年・永万元年・仁安三年の三度に絞り込まれた『即位装束絵様』の成立年代をさらに特定していくことが可能なように思われる。しかるに、何故か米田氏はこの奥題については論及されていない。そこで次に、九条本『即位装束絵図』について、奥題を中心に考えていきたい。

二 九条本『即位装束絵図』の奥題より

宮内庁書陵部所蔵の九条本『即位装束絵図』は、函架番号九一五七で全二巻からなり、室町期の書写とされている³³。その内容については米田氏の論考を参照していただくこととして、ここでは、第二巻の末尾に次のような奥題があることに注目したい(カラー図版も参照)。

□_{記也}□_{元年別記} 院御出家 太_子□_{著袴} 讓位 □_在

前述の如く、福山氏の考察によって、所謂『文安御即位調度図』の成立は永治元年の近衛天皇の即位礼、永万元年の六条天皇の即位礼、仁安三年の高倉天皇の即位礼のいずれかに際してのこととされており、九条本も同様とみてよい。このうち、奥題の記載と明らかに異なるのは元年ではない仁安三年で、まずこれを除外できる。残るは永治元年と永万元年とであるが、「院御出家」・「太_子□_{著袴}」・「讓位」・「即位」がこの順に行われたことが確認できるのは、永治元年のみである。

すなわち、同年三月十日に鳥羽上皇が出家、十月二十六日に皇太子体仁親王の着袴の儀が行われ、十二月七日には崇徳天皇が皇太子体仁親王に讓位、同月二十七日に近衛天皇の即位礼が行われている。一方、永万元年において

は、六月十七日に立太子定が行われているものの、同月二十五日に俄に讓位が行われることとなり、急遽親王宣下を蒙り、立太子された順仁親王が、同日踐祚している。すなわち、順仁親王が皇太子として着袴の儀を行うことは、時間的にみてまず不可能であったと考えられる。

また、九条本奥題では冒頭の二文字が阙けているが、その残画は「永治」のものともて矛盾しない。

以上により、九条本『即位装束絵図』は、某記永治元年別記の一部を構成していたと推定してまず間違いないであろう。とすれば、『即位装束絵様』全体の祖本が某記永治元年別記の一部であったと考えられる。米田氏の紹介によれば、分林家本『御即位御装束之図』には、

(元註)
同十二年九月舊記一覽之次、考之處、此圖、永治御即位之圖也、爲後勸重記之、氏辰

との奥書があるが、この紀氏辰の考証は的を射ていたということになる。ただ、米田氏も述べられているように、その論拠が示されていないのは甚だ残念なことである。

残る問題は、その某記とは誰の日記であったのか、であるが、奥題冒頭部の右側に付された「□記也」という傍書の一字目は、その残画すら確認できず、残念ながら判読は不可能と思われる。そこで、何とかこの日記の記主を特定することができないか、別の論拠を探っていくこととしよう。

九条本『即位装束絵図』の奥題からの追究がこれ以上は困難となると、まずは基本に立ちかえり、『即位装束絵様』自体の内容からその記主を探っていくしかあるまい。ただ、少しでも年次比定や記主の特定の手がかりとなるような点は、ほとんど先学によって指摘されている。ここで考察の対象とす

るのも、すでに米田氏によって論及されている注記であるが、米田氏は年次推定の一助とされているのみであるから、その記述内容から記主像を探っていくことはできないか、愚見を述べていきたい。

狩野亨吉氏蒐集古文書『礼服図』を除くI応安奥書本系統の諸本、およびII九条本『即位装束絵図』には「諸臣正冠圖」と題された部分があるが、「正一位」から「從五位下」の正冠図が列挙されたのに続く二図は「嘉承二年十一月一日(三) 御即位自内大臣御許所借給前形」・「同冠後形」とされている。(四)これは、嘉承二年十二月一日に行われた鳥羽天皇の即位礼において、当時内大臣であった源雅実の許から借りた正冠の前形と後形である、との意ととるのが最も素直な解釈であろう。ここでやや不自然に感じられるのは、貸し手(雅実)は明記されているのに対して、借り手が示されていないことであるが、これは記主にとっては記さずとも自明の人物であったためであろう。そして、貸し手の側(内大臣御許)だけではなく借り手の側にも敬意をはらっている(「所借給」)ことからすれば、それは記主にとって主人あるいは尊属に当たるような人物であった可能性が高い。

すなわち、鳥羽天皇の即位礼に際して源雅実より正冠を借用した人物からみて家司の如き立場にあった者、あるいはその人物の子孫こそが、某記永治元年別記の記主の最有力候補と考えられる。ここで雅実より正冠を借用した人物を特定することは容易ではないが、当時内大臣で正二位であった雅実とそれほど官位が隔たっていない人物とみるべきことは確かであろう。借用の目的が実際に着用するためであったにせよ、参考用であったにせよ、あまりに官位が隔たつては用をなさないはずであるからである。そして嘉承二年と永治元年との公卿の構成を考えると、筆者の推測に過ぎないが、嘉承二

年に正冠を借用した人物とは、当時摂政右大臣で正二位であった藤原忠実であり、そしてその息で、永治元年に内大臣で正二位であった藤原頼長こそが某記永治元年別記の記主である、と考えるのが最も妥当なのではないであろうか。次にそのように推測する論拠を述べてゆこう。

三 『台記別記』の可能性を探る

藤原頼長は、近衛天皇の元服を翌年にひかえた久安五年には、「冠集」と名付けた「御元服日記類聚」を読み、「御元服殿上・地下装束圖」を作り、「天子冠禮儀注」と名付けた次第を作成するなど、まさに寝食を忘れて近衛天皇の元服儀に備えていたことがうかがえる。これは、中御門家旧蔵の『台記』³⁵にのみ存し、流布本にはみられない記事であるから、その久安五年部分を掲げておこう。

久安五年十月六日、甲寅、傳聞、公卿參仗座、定明年可行御元服否事、具別記、

廿三日、辛未、入夜使成隆問疾間可奉仕上壽否於宗輔卿、

十一月一日、卯、余初讀御元服日記類聚、

七日、酉、申剋爲見入内人可候之所、向東三條、右大將・右武衛來會、便作御元服殿上・地下装束圖、秉燭歸家、

十二月十日、戌、讀御元服類聚了、名曰冠集、已剋作始同次第、

十二日、申、未剋外記來示余曰、明日荷前定如何、議曰、依忌月不能參

入、即使件外記示可被定申由於右相公、以子一剋作御元服及後宴賀表次第了、依例講老子、

十七日、乙、自今日成佐讀冠集、余見次第、加入改正、

廿四日、甲、改正次第之間、不就寢、

廿五日、酉、未剋改正次第了、名曰天子冠禮儀注、今日未剋初食、改正

次第之間、已忘寢食、範家傳仰云、可奉仕理髮者、法皇手車敷、入内出車二兩、前驅・出車共、衛府・諸司二分等皆令催、件等事仰顯遠了、若有志卻事可示、驚在報奏恐悅狀、

廿九日、丁、自宇治賜御書曰、雖推量無暇、未見汝練歩之様、御元服日

若有失誤、終身遺恨、明日可來、爲見練様也者、

卅日、寅、辰剋參宇治、先於堂上練歩、次於庭前練歩、仰曰、雖非優美

不及見苦云々、

ここにみえる「冠集」（『御元服日記類聚』・「御元服殿上・地下装束圖」に関する詳細は不明であるが、「天子冠禮儀注」については、管見の限りでは現在、次のような写本が確認できる。

冷泉家時雨亭文庫本『天子冠禮儀注』一帖³⁶

九条本『天皇御元服次第』一帖³⁷

菊亭家所蔵本『御元服記』一卷³⁸

高松宮家伝来禁裏本『天子冠禮儀注』一冊³⁹

平松文庫本『天子冠禮儀注』一冊⁴⁰

この中に完本は存在しないが、幸いにもこれらによって全体を復原することが可能である。内容上は、『台記別記』中の『冠記中』と非常によく似た表現を多く見出せることが、その特徴として指摘できる。頼長は『冠記中』を記すに当たり、恐らくこの『天子冠禮儀注』を頻繁に参照したのであろう。

それはさておき、ここでは、残念ながら詳細は不明ながらも、頼長が「御

元服殿上・地下装束圖」も作成していることが注目される。すなわち、近衛天皇の元服儀に際して、頼長は部類記や次第・別記だけでなく、装束の図も作成していたことが確認できるのである。

さらに、頼長が即位礼に関する別記を作成していたことを明示する史料も存する。それは永治元年より約半世紀ほど後の史料になるが、『明月記』^(一九)建久九年二月二十二日条・二十七日条に、

廿二日、午時計參北小路殿、給宇治左府御別記、御即位、見之多散不審了、其奥有畫圖等、彼日物具等之體也、申時計退出、

廿七日、申時計參大臣殿、御即位事等猶申承之、台記小々抄出之、^(四)とあり、藤原定家が藤原良経から「宇治左府御別記 御即位、」^(一)「台記」を給わり、これを抄出していることがわかる。別稿で、この時期の定家の書写活動は、同年正月十一日に踐祚した土御門天皇が三月三日に即位礼を行うのに備えたものが多いことを指摘したが、この記事により、頼長が「宇治左府御別記 御即位、」なる即位関係の別記を残していたことがわかる。そして、ここでそれ以上に注目されるのが、その別記の奥に画図等があり、それは「彼日」の物具等の体であった、と記されていることである。『即位装束絵様』との関連で特に問題となるのは、その「彼日」とはいつのことであるのか、すなわち、どの天皇の即位礼が行われた日のことであるのか、であるが、ここで頼長の生涯、およびその日記について、簡単に確認しておこう。

藤原頼長は、保安元年五月、^(二一〇)ときの関白藤原忠実の次男として誕生した。^(三三)天承元年に従三位に叙され、十二歳にして早くも公卿に列する。翌長承元年に権中納言に任じられ、以後累進して、久安五年には左大臣に至った。翌久安六年には、異母兄忠通（ときに摂政）に対抗し、養女多子を元服したばか

りの近衛天皇の皇后とする。また、頼長を偏愛していた父忠実は、同年に忠通を義絶し、氏長者の地位を奪って頼長に与え、さらにその翌仁平元年には、関白忠通をさしおいて頼長に内覧の宣旨が与えられた。^(二一五)このように忠実・頼長と忠通との対立は深刻化していくが、久寿二年に近衛天皇が崩御すると、頼長の内覧は停められる。そして、翌保元元年七月に鳥羽上皇が崩じると、頼長は崇徳上皇のもとに兵を集め、所謂保元の乱がおこる。だが、敗れて重傷を負い、同月十四日、落ちのびた奈良の地で、三十七歳にてその生涯を終えた。

頼長の日記は、その極官が左大臣であることから、大臣の唐名に因んで『台記』・『槐記』などと称され、また、宇治の地と縁が深いことにより、『宇槐記』・『宇治左府記』・『宇左記』などとも称される。日次記の他、『台記別記』などと称される別記、『宇槐記抄』・『宇槐雑抄』などと称される後人による抄出本もあり、さらに各種の部類記や儀式書に多くの逸文がみられる。^(四)現存するのは、管見によれば、途中阙けている箇所も多いが、^(二二六)久寿二年の間である。

したがって、頼長の生存期間中に即位礼を行ったのは、保安四年の崇徳天皇、永治元年の近衛天皇、久寿二年の後白河天皇の、計三人の天皇ということになる。だが、頼長の年齢を考慮すると、彼が崇徳天皇の即位礼に際して別記を作成していたとは考え難い。とすれば、定家がみた「宇治左府御別記 御即位、」とは、永治元年か久寿二年のものということになる。ただ、現存する『台記別記』に即位に関するものは含まれておらず、『台記』全体をみても、近衛天皇の即位礼当日の記事としては、東山御文庫本『御即位行幸御見物部類記 自天慶^(四)至文永』に、

永治元年十二月廿七日宇治左大臣記云、法皇無御見物、新院於陽明門南
腋御車東面、御見物、公卿不候、殿上人衣冠、供奉諸司守次第渡御車前之間、
路頭數剋擱馬、

とその逸文がみえるのみである。後白河天皇の即位礼が行われた久寿二年十月二十六日前後については日次記が現存しているものの、ある程度の分量が存する当日の記事ですら、即位礼に関しては、

今日無風雨難、天子即位大極殿、内辨太政大臣云々、
という、ごく短い記述に留まっている。

しかし、いずれにせよ、『明月記』の記事より、頼長が永治元年か久寿二年、あるいはその両方の即位礼に関する別記を作成しており、しかもその別記の奥には、即位礼当日の物具等の体画いた画図等が付されていたことは確実といえよう。

このように頼長は、様々な儀式において装束図の類を作成しており、それは確実に即位礼に関する別記にも含まれていた。これらはいずれも状況証拠としかいえないものではあるが、前節の考察と合わせて、某記永治元年別記の記主、すなわち『即位装束絵様』の記主とは、藤原頼長である可能性が高い、と考えるべきである。もしこの推測が射的であるとすれば、九条本『即位装束絵図』の奥題冒頭部の右側に付された「□記也」という傍書は、「台記也」あるいは「槐記也」などという記載であったということになる。

むすびにかえて

本稿の結論としては、『即位装束絵様』の祖本は、永治元年の近衛天皇の

即位礼に際して作成された某記永治元年別記である、ということになる。この『即位装束絵様』は、即位礼に用いられた調度・装束などを画いた史料としては最も古いものであり、その作成年次を特定することができたのは一定の成果といえよう。

本書の諸本の中では、Ⅱ九条本が唯一本来のものとみられる奥題を保存していることから、もともと祖本に近い内容をとどめている可能性がある。また同本は、現存する最古写本である可能性が高いだけに、冒頭部が闕けてしまっていることが誠に惜まれる。したがって、本書を分析するに当たっては、全体としては内容が完備していると思しいⅠ応安奥書本系統の諸本に拠りつつ、細部についてはⅡ九条本も参照する、といった姿勢が望ましいのではないかと思われる。

だが、さらに諸本調査を継続していく必要があることは勿論であるし、残念ながら本稿では、某記の記主を特定するにはいたらなかった。一応、その記主とは藤原頼長である、つまり某記とは『台記』である可能性を示しておいたが、その他の可能性も含め、さらに検討を続けていきたい。また、本書の中心は何といっても画かれた諸図とその注であるが、その分析にもほとんど着手することができなかった。本書に鎌倉期まで下る要素を見出す先行研究が存在することを踏まえると、その分析に際しては、追記された部分が存する可能性を考慮する必要がある。

このように、本書を十分に理解し、活用していくには、まだまだ課題が山積している、といわざるを得ないのが現状であろうが、今後の課題とさせていただきます。

注

(1) 後掲の諸写本に付された按文などにより、すでに近世から疑問が呈されていたことがわかる。また近代以降では、例えば岩橋小彌太「文安御即位調度図」(『統群書類従完成会編『群書解題』第六(『統群書類従完成会、一九六〇年』の公事部所収)等参照。なお、嘉吉四年が文安元年に改元されたのは二月のことであるから、奥書に「文安元年正月」とあるのは不審である、との議論があるが、これはこの奥書が改元後に遡及して記されたものであることを示すに過ぎず、他にも類例がみられるものであり、この点を特に不審とする必要はあるまい。

(2) 福山敏男「大極殿の研究 朝堂院概説」(『福山敏男著作集五 住宅建築の研究』(中央公論美術出版、一九八四年)所収。初出は一九五七年)。以下、福山氏の見解については全てこの論考による。

念のために付言しておけば、治承四年の安徳天皇の即位礼においては、大極殿以下が焼失してしまっていたために紫宸殿が用いられた。以後、大極殿は再建されず、即位礼には太政官庁や紫宸殿などが用いられるようになった。

(3) 所功「高御座の伝来と絵図」(『京都産業大学世界問題研究所紀要』一〇、一九九〇年)においては、所謂『文安御即位調度図』の高御座に関する注記と、平安時代後期から鎌倉時代にかけての記録・儀式書類の記述とを比較した上で、今のところ『文安御即位調度図』は、平安後期よりも鎌倉時代に入ってから纏められたものとみなし、参考資料として使うに留める。むしろ、より確かな手懸りは、前述の『大内裏図考証』や『高御座勸物』にも引かれている平安後期の日記類である。

とする。しかし、所謂『文安御即位調度図』の成立年代を鎌倉時代まで下げたしまうと、何故に同書では即位礼挙行の場が大極殿とされているのか、全く説明不能となってしまうのではないか。各即位礼について記した記録などが一次史料として重視されるべきであるのは当然のことであるが、全ての即位礼に関し十分な史料が残されているわけでもなく、福山氏の見解を批判することなく

して所謂『文安御即位調度図』の成立を鎌倉時代まで下げるのは、あまりにも早計に過ぎよう。なお、所氏は、

『国書総目録』によれば、『文安御即位調度図』の写本は、内閣文庫に二本(享保十年・寛政三年写)、神宮文庫に一本(寛政八年写)、尊経閣文庫に一本(享和二年写)、種久邇文庫に一軸、東大史料編纂所と京大付属図書館にも各一軸ある。絵図に若干の巧拙はみられるが、本奥書に校異はないとする。「種久邇文庫」とあるのは「徳久邇文庫」とすべきところを誤ったものとして、実は『国書総目録』には、ここに列挙されている他にも、いずれも後述する西尾市岩瀬文庫本・岩手県立図書館本が掲載されている。それはひとまずおくとしても、ここで「京大付属図書館」にも一軸あるとするのは、同目録に「京大(抄、一軸)」と記載されているものを指すとみるより他にないであろう。しかし、残念ながら筆者には、京都大学附属図書館に所謂『文安御即位調度図』の写本が蔵されているのを確認することができなかった。ただ、『国書総目録』で「京大」とするのは単に京都大学の蔵するところであることを示すに過ぎない。つまり必ずしも京都大学附属図書館のみを指すものではないから、後述する狩野亨吉氏蒐集古文书『礼服図』か、あるいは京都大学文学部本『文安御即位調度図』を指す可能性もあろう。そこで京都大学附属図書館情報サービス課参考調査掛に確認を依頼したところ、附属図書館で御所蔵になっているのは群書類従本の『文安御即位調度図』のみで、『国書総目録』に記載されているのは文学部本と考えられる旨の御回答をいただいた。したがって、所氏が「東大史料編纂所と京大附属図書館にも各一軸ある」とするのは、「東大史料編纂所と京大文学部にも各一軸ある」とすべきところである(もし群書類従本のことを指すのであれば、「一軸」ではなく「一冊」とすべきところである)。

また、川本重雄「天皇の座——高御座・倚子・大床子・平敷——」(『家具道具室内史』創刊号、二〇〇九年)では、

鎌倉時代の「文安即位調度図」(図2)は、高御座の形態を知る上で欠か

せない史料である。

と、その史料の価値を高く評価してはいるものの、同書自体については何の論拠も示すことなく「鎌倉時代の」ものとしている。成立年代に議論のある史料だけに、そのように判断した論拠を明示して欲しいところである。

さらに平城宮跡・長岡宮跡より出土した宝幢遺構の位置づけをめぐる議論の中で論及されることも多く、吉川真司「長岡宮時代の朝廷儀礼―宝幢遺構からの考察―」（『年報 都城』一〇、一九九九年）などがあるが、所謂『文安御即位調度図』全体の性格やその諸写本の系統について追究したものはほとんどみられない。ただ近年、山本崇「平安時代の即位儀とその儀仗―文安御即位調度図考―」（『立命館文学』六二四、二〇一二年）が、平安時代の各即位礼における儀仗の変遷を中心とした分析をもとに、

調度図の図像は、現在知り得る平安時代の即位儀の文献史料による限り、二条天皇の保元度即位式の儀仗をもとに、描かれた可能性が高いと思われる。さらに、福山敏男が指摘した「撰政座」が記されることを重視するならば、調度図の原本は、保元度の新儀を踏まえ、次の天皇たる六条天皇の永万度即位式に際して、その準備か、あるいは儀仗の確認等の目的で用いられた可能性が指摘できるのではなからうか。

と論じているのが注目される。この論考では、福山氏の見解も考慮され、また、「現在知り得る平安時代の即位儀の文献史料による限り」との限界も踏まえられている。ただ、所謂『文安御即位調度図』諸本の書誌的な考察は、決して十分とはいえないように思われる。

(4) 米田雄介「所謂『文安御即位調度図』について」（『日本歴史』五一六、一九九一年）。以下、米田氏の見解に論及する場合には全てこの論考による。

(5) 壬生本『御即位定記並絵図』（宮内庁書陵部所蔵。函架番号五一二―二六七で全三点）のうちの一卷。茶色の表紙に後西天皇宸筆で、

御即位御装束繪様

との外題が記されている。表紙見返しと第一紙の紙縫部、および後掲の奥書①

と奥書②の間に印文「明曆」の方形朱印が各一顆捺されている。巻末に次のような二つの奥書がある。

① 以左大史兼治本書寫畢、啓書
應安六年三月 日
（一三七三）

② 萬治元年十二月六日依天氣書寫之了、
（二六五八）

權中納言藤原昶房

このうち奥書②は、本書自体の書写奥書とみてよい。すなわち、万治元年に後西天皇の意向により、清閑寺昶房が書写した写本であり、後西天皇旧蔵本である。それがいずれかの時点において、恐らくは祖本が小槻兼治の所持本であったことにより、壬生家に下賜されたものであろう。

応安四年に踐祚した後円融天皇の即位礼は同七年に挙行されているので、奥書①にみえる同六年の書写は、これに備えたものであろう。

本書については、別にカラー図版としてその全体の写真を掲げておいたので、そちらも御参照いただきたい。

なお、壬生本『御即位定記並絵図』の残り二点は『西礼即位清涼殿図』一鋪と『御手水次第』一通であるが、附属する旧包紙の記載により、やはり壬生本の『光厳天皇御即位定記 文和二』（宮内庁書陵部所蔵。函架番号四一三―六二二で全一卷）も包紙を同じくして傳來していた時期があったことがわかる。宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録 下』（一九五三年）ではこの記録について、記主を加茂定秀とし、その自筆本とするが、記主「予」は、「長者殿」小槻匡遠と同車して参陣するなどしており、匡遠に近い人物とみられ、年齢などよりみて匡遠の息量実の記録である可能性が高い。また、文和二年の即位定記（二三五三）に関する記録であることは間違いないので、光厳天皇ではなく後光厳天皇の即位に際しての記録ということになる。以上のような点は、近く登録変更を行って訂正される予定となっている。

(6) 東山御文庫所蔵。勅封番号一四二―四七で全一卷。茶色の表紙に打付で、

御即位御装束繪様

との外題が記されており、これは後西天皇宸筆と思われる。末尾に、

以左大史兼治本書寫畢、隆昌
寫之

應安六年三月 日

と、壬生本『御即位御装束繪様』の奥書①と同様の本奥書を有する。

(7) 東山御文庫所蔵。勅封番号一六七―一三で全一卷。包紙に左記の如き記載がある。

即位器服圖式

外題や奥書はないが、内容は壬生本・東山御文庫本の『御即位御装束繪様』とほぼ完全に一致するので、恐らくこの三本は親本を同じくする兄弟本であろう。なお、『国書総目録』では、成實堂文庫の所蔵として『即位器眼図』二巻が掲載されているが、「眼」字と「服」字とは混同されやすいから、これも東山御文庫本『即位器服図式』と同系統の写本である可能性を考え、成實堂文庫本を蔵する財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館にて実見させていただいた。その結果、同書は、茶色渋引きの表紙に打付で、

即位器服圖 第二

との外題が記された卷子本一卷であり、やはり『国書総目録』記載の書名は、「服」字を「眼」字と誤ったものであることが確認できた。巻尾には、

(八四七)
弘化四丁未年七月傳寫、

源 弘匡

との奥書があり、弘化四年九月には孝明天皇の即位礼が挙行されるので、本書の書写はこれに備えてのものである。ただ、その内容は、前半が「人臣禮服圖」、後半が「地下禮服」を画いたもので、各図に付された注記などをみても、東山御文庫本『即位器服図式』とは全く内容の異なる写本であった。

(8) 京都大学総合博物館所蔵の狩野亨吉氏蒐集古文書のうち。函架番号二二〇で全一卷。巻尾に、

以左大史兼治本書寫畢、隆昌
寫之

應安六年三月

と、壬生本・東山御文庫本の『御即位御装束繪様』とほぼ同様の本奥書を有するが、大幅な抜書本である。

(9) 米田雄介「所謂『文安御即位調度図』について」(前掲)、および次節参照。

(10) 彰考館文庫員纂補『彰考館圖書目録』(彰考館文庫、一九一八年)の寅部、職官所掲(二二―一頁)で、函架番号は七。全一卷で、同目録には、「藤原光忠眞跡寫」・「尾云文安元年正月書寫藤原光忠判」とある。今回、徳川ミュージアムの彰考館レファレンスルームにて、デジタルカメラで撮影された画像を閲覧させていただいたが、表紙はあるものの外題はない。第一紙右下に印文「彰考館」の瓢箪形朱印一顆がある。巻尾に、

文安元年正月令書寫之了、

藤原光忠(花押)

との奥書があり、前掲の目録では、これを藤原光忠の書写奥書とみなしている如くである。画像を閲覧させていただいた限りにおいては、確かにその可能性もあらうと思われるが、そもそも諸先学が指摘するように、この「藤原光忠」に該当する可能性のある人物は葉室光忠の他に見出すことが困難であり、しかるに彼は文安元年当時まだ四歳であることから、この奥書の内容自体に問題が残る。また、画像のみで原本を実見しておらず、さらに同本を全体として評価する必要もあるから、ここで速断するのは避けたい。もともと、同本がⅢ文安奥書本系統①に属する諸本の中で最古写本である可能性は高いように思われる。

御即位御調度方

との外題が記されており、その右上の小貼紙に朱で、

御即位

と記されている。また、外題右下の貼紙に左記の如き記載がある。

御即位御調度方并調進物二卷ノ内

遊紙である第一紙と本文第一紙との紙縫部に、上から印文「中原」の陰刻方形朱印、印文「圖書／寮印」の方形朱印、および印文「出／納」の菱形朱印各一類があるが、出納平田家の本姓は中原である。巻末に、

文安元年正月令書寫了、

藤原光忠（花押影）

との本奥書があるが、この本奥書にみえる花押影は、彰考館本の奥書にみえる花押（影か）にかなり類似している。

(12) 齋宮歴史博物館所蔵で全一卷。表紙に打付で、

御即位御調度之圖

との外題がある。巻末には、

文安元年正月令書寫了、

藤原光忠（花押影）判體如此

との本奥書があるが、ここにみえる花押影も、平田本本奥書の花押影と同様に、彰考館本の奥書にみえる花押（影か）に類似している。なお、齋宮歴史博物館のホームページにて、本紙部分のみではあるが、本書全体の画像が公開されている。

(13) 今回は残念ながら実見することは出来なかったが、米田雄介「所謂『文安御即位調度図』について」（前掲）によれば、次の如き三つの奥書がある。

① 文安元年正月令書寫了、

藤原光忠（花押影）

② 此一巻、不知記者并時代、不慮披見之間、令書寫之、重而可勘之者也焉、
元祿十年十月中澣 左官掌右衛門少尉紀氏辰

③ 同十二年九月舊記一覽之次、考之處、此圖、永治御即位之圖也、爲後勘重

記之、氏辰

(14) 穂久邇文庫所蔵。勢多家（本姓中原氏）旧蔵本で全一卷。表紙に打付で、
文安御即位調度圖

との外題が記されており、第一紙左上に印文「家世明法儒／中原氏圖書」の方

形朱印一類がある。第十九紙奥には、

文安元年正月令書寫了、

藤原光忠（花押影）

との本奥書があり、第二十紙には、

明和元年十一月令人書寫畢、

從五位上行左衛門大尉兼明法博士中原章純

(印A) (印B)

との書写奥書がある。印Aは、印文「勢多／藏書／之章」の方形朱印一類で、勢多章甫の藏書印とみられている。印Bは、印文が右上から反時計回りに「中章／純印」である方形朱印一類で、第一紙の「家世明法儒／中原氏圖書」印と共に勢多章純の藏書印とみられている。宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 書陵部藏書印譜 上』（明治書院、一九九六年）等参照。

(15) いま、御歌所本『群書類従』（宮内庁書陵部所蔵。函架番号B三一で全六百六十七冊）巻九十二所収のものによるが、彩色がない点が他の諸本の多くと大きく異なる点である。末尾に次の二つの奥書がある。

① 文安元年正月令書寫了、

藤原光忠

② 右文安御即位調度圖一巻、以松岡辰方本書寫、遂一校畢、

(16) 国立公文書館所蔵。函架番号一四五一七七で全一冊。やや黒ずんだ茶色渋引きの表紙左に打付で、次のような外題が記されている。

文安御即位調度 完

第二丁表の書出部には、

文安御即位調度

との首題がある。第二丁表右上には印文「坊城藏書」の陰刻方形朱印が一類、その直ぐ左と第五丁裏の中央やや左、それに裏表紙見返しの中中央やや下に印文「内閣／文庫」の方形朱印が各一類、それに第一丁表右下には印文「坊城／俊將」の方形朱印一類が捺されている。また、第二十四丁裏の奥には、

文安元年正月令書寫了、

藤原光忠 判

との本奥書があり、裏表紙見返しには、

此一冊、予手謄寫、圖繪、命畫工所寫也、

享保十年仲夏之日

右大辨藤原俊將

との奥書があるが、これは書写奥書とみてよいであろう。

(17) 西尾市岩瀬文庫所蔵で、柳原家旧蔵本。函架番号二二八―五四で全一冊。

灰色の表紙左に打付で、

御即位調度文安圖

との外題があり、これは柳原紀光の筆跡とみられる。ただし、本文や後掲の奥

書①・②は、紀光とは異筆であろう。第一丁表右下に印文「岩瀬文庫」の方形

朱印一顆、第二丁表の右やや上に印文「柳原庫」の方形朱印一顆がある。第二

十六丁表に、

①文安元年正月令書寫了、

藤原光忠判

第二十六丁裏に、

②文安御即位調度圖、本紙、卷物、借左近中將定俊朝臣令書寫、堅不可他見之旨所示

也、

享保二十年九月廿四日

權大納言源通兄

第二十七丁表に、

③右一冊、自源大納言信通借用、令書寫了、

安永元年十二月一日

權中納言紀光

と三つの奥書がある。このうち、書写奥書とみられる③のみは紀光の筆跡とみられる。本奥書②の記された享保二十年は、十一月に桜町天皇の即位礼が挙行されるので、久我通兄の書写はこれに備えてのものであろう。なお、通兄の日

記『通兄公記』では、九月二十四日も含め前後に即位関係の記事が多く見出せるが、この書写に関する記述はみられない。ただ、九月二日条に野宮定俊亭を訪れたことがみえ、あるいは本書の祖本の貸借に関係するか、とも推測される。また、奥書③が書写奥書とみられることは前述の如くであるが、後桃園天皇の即位礼はすでに前年の明和八年四月に行われている。したがって、柳原紀光の書写は、後桃園天皇の即位礼を契機として見出された諸史料をまとめ直し、自らの史書編纂、あるいは後世に備えるために行われたものであろう。

(18) 国立公文書館所蔵。函架番号一四五―七九八で全一冊。黄土色の表紙左上

の貼紙に、

文安御即位調度 全

との外題が記されている。第一丁表の書出部には、

「文安二字刪去之事、記卷尾、」(朱書)

文安御即位調度

との首題がある。表紙右上には印文「昌平坂／學問所」の方形黒印一顆、第一

丁表の右に上から印文「大日本／帝國／圖書印」の方形朱印一顆、印文「日本

／政府／圖書」の方形朱印一顆、その下の右には印文「淺草文庫」の方形朱印

一顆、左に印文「内閣／文庫」の方形朱印一顆、またこの両印影の中央下に印

文「星埜山麓」の瓢箪形朱印一顆が捺されている。さらに第二丁表の右上には

印文「日本／政府／圖書」の方形朱印一顆があり、第三十丁裏の左下には印文

「文政癸未」の無郭朱印、その直ぐ右と上には、印文「内閣／文庫」の方形朱

印と印文「昌平坂／學問所」の方形黒印が各一顆捺されている。第二十八丁表

には、

文安元年正月令書寫了、

藤原光忠

との本奥書が、第二十八丁裏には、

明和二年乙酉冬十一月十二日「原本卷物也、」(朱書)

扨從隊伊勢平藏貞丈寫、

(花押郭ノ影アリ)

との本奥書がある。続く第二十九丁の表裏には「世恭記」を引用する安永二年十二月十七日付の伊勢貞丈の按文が記されているが、これは米田氏が紹介された神宮文庫本に記されたものと同文である。この部分までは、次掲の神宮文庫本とほぼ同じ本奥書・按文ということになる。次の第三十丁表に墨附はなく、続く第三十丁裏には、

寛政三辛亥年六月七日

主飯塚圓貞廣美寫、

との奥書があるが、これは恐らく書写奥書とみてよいであろう。

(19) 神宮文庫所蔵。函架番号七門一三〇四号で全一卷。表紙の貼紙に、

文安御即位調度之圖

との外題が記されており、書出部には、

文安御即位調度

との首題がある。また、冒頭部に神宮司庁の蔵書印一顆が捺されている他、印文「松坂學問所」・「紀伊國／古學館／之印」・「藤氏」の方形印も各一顆捺されている。卷末には、

①文安元年正月令書寫了、

藤原光忠

②明和二年乙酉冬十一月十二日

扈從隊伊勢平藏貞丈寫、

との二つの本奥書の後に、「世恭記」を引用する安永二年十二月十七日付の伊勢貞丈の按文がある。この按文については、米田雄介「所謂『文安御即位調度図』について」(前掲)で紹介され、検討が加えられている。さらに続けて、

③天明五年乙巳九月十九日寫、

中山内藏助時喬

④天明七年丁未九月七日寫、

山邊和三郎正瀨

(花押影)

との二つの本奥書があり、最末には、

⑤寛政八年丙辰四月八日寫、

進藤金太郎保寛
(印)

との書写奥書がみえる。詳細は神宮文庫編『即位の礼と大嘗祭―資料集―』(国書刊行会、一九九〇年)を、また米田雄介「所謂『文安御即位調度図』について」(前掲)も参照。

(20) 岩手県立図書館所蔵。請求番号九・九一二八で全一冊。茶色渋引きの表紙左上の貼紙に、

文安御即位調度圖

との外題があり、第二丁の表裏は空で、第二丁表の書出部に、

文安御即位調度

との首題がある。第二丁右下には印文「本間文庫」の方形朱印一顆、第三丁右上には印文「岩手縣／立圖書／館藏書」の方形朱印一顆がある。奥書は、第二十九丁表に、

文安元年正月令書寫了、

藤原光忠

第二十九丁裏に、

明和二年乙酉冬十一月十二日

との本奥書があるが、後者は、昌平坂学問所本・神宮文庫本との比較により、この後に位置すべき「扈從隊伊勢平藏貞丈寫」の一文が脱落したものと考えられる。さらに第三十丁の表裏には、やはり昌平坂学問所本・神宮文庫本と同様に、安永二年十二月十七日付の伊勢貞丈の按文がある。ただしこれも、日下の「平貞丈寫」の四文字が脱落しており、さらに按文中でも貞丈の名を「貞文」と誤っている。

岩手県立図書館ホームページのデータベースや『国書総目録』では、本書を本間百里の書写とするが、書写奥書はなく、恐らくは本書に本間の蔵書印である「本間文庫」印が捺されていることと、筆跡などからそのように判断されたものと推測される。本間については、山本信哉「本間游清と本間百里」(『歴史

地理』五六―四、一九三〇年）や宮内庁書陵部編『凶書寮叢刊 書陵部蔵書印譜 上』（前掲）等参照。陸奥一関藩士で、天明四年の生まれ。通称与一、字は泊震で、梅軒と号す。江戸で松岡辰方に師事し、有職故実を学ぶ。高倉流の衣紋方としても活躍した。安政元年、七十一歳にて死去する。著作に『公武裝飾考』・『服色図解』などがある。

(21) 尊経閣文庫所蔵。函架番号三九四（『尊経閣文庫国書分類目録』〈尊経閣文庫、一九三九年〉六七―頁所掲）で全一冊。外題はないが、表紙左上に題簽の剥がれた痕跡があり、第一丁表の中央に、

文安御即位調度圖式

との内題がある。内容上の特徴としては、「獸形帽額」部分を闕くことが挙げられる。第二十丁表に、左記の如き三つの奥書がある。

①文安元年正月令書寫了、藤原光忠判

②右此圖式者、希代珍書、今何某乞受書寫畢、努々不可里亭云云、

天明二年壬寅八月十二日

清仁親王二十四傳正脈

神祇學士平孟雅之書、

③享和二年八月臼井孟雅乞受寫之、

田中茂樹

奥書②の「不可」と「里亭」との間は、「出」などの文字が脱落しているものと思われる。

(22) 東京大学史料編纂所所蔵。函架番号は特殊蒐書、押小路家本―ふ―一七で全一冊。茶色渋引きの表紙左上の貼紙に、

文安登極儀圖

との外題が記されており、また表紙右下の小貼紙に、

押 丁

と朱書されている。表紙見返しには、

文安登極儀式圖

官職浮説或問

職原雅章改撰

との目録があり、この記載からもわかるように、「官職浮説或問」などと合綴されている。このうち「文安登極儀式圖」に当たるのは第一丁表から第二十五丁表までであり、第一丁表から第二丁表にかけては、「文安登極儀式圖」との首題に続けて、本書の書名や成立年代に関する按文が記されている。次の第二丁裏には、

〔本云、（朱書）

文安御即位ノ調度

との首題に続けて高御座に関する注が記され、第三丁裏に、

文安元年正月令書寫了、藤原光忠（印文「藤ノ原」ノ方形黒印ノ影アリ）

所々以朱丸注延喜式、

主税菅原祝部吉賢〔印部ノ影カ〕

との本奥書が、第四丁表に、

此祕書、自今以後、妄ニ一句一行モ、入魂之者雖爲他覽不許、

との本奥書がある。続く第四丁裏から第二十四丁裏までに凶とその注があり、

第二十五丁表の端には、

右文安登極儀仗圖一卷、於浪速天満社家渡邊信濃菅原吉豊之本騰寫、

文化二間月初六日

乃樂八幡宮神主正四位下紀延興

との本奥書がある。さらにその奥に、

文政七中仲夏於塵外樓上高山主人寫、

との奥書がある。これは恐らく、書写奥書とみてよいであろう。

(23) 『雅と伝統』「即位儀礼にみる宮廷文化展」（一九九〇年）には小原文庫所蔵の『文安御即位調度図巻』として掲載されているが、小原利康氏の蒐集されたコレクションである小原文庫本は、二〇〇六年に皇學館大学佐川記念神道博物館に寄託された。その経緯などについては、皇學館大学佐川記念神道博物

館編『小原家文庫資料目録』（皇學館大学佐川記念神道博物館、二〇一〇年）参照。同目録では、I即位式・大嘗祭の1、即位式、(1)江戸時代以前の10として記載されている。同本については、この目録や『皇學館大学 佐川記念神道博物館』（皇學館大学佐川記念神道博物館。初刊行は一九九二年であるが、二〇一〇年に増補改定された版に小原家文庫に関する記載もある）などの解説も参照。

全一卷で、茶色渋引きの表紙に打付で、

文安御即位調度之圖

との外題があり、第一紙中央には、本書の彩色に関する識語がある。本書の所謂『文安御即位調度図』部分には彩色がないが、この識語によれば、あるいはこれは着色後に退色してしまったものか。第二紙右下に印文「小原／藏書」の方形朱印一顆、さらにその下に印文「貴志文庫」の方形朱印一顆がある。第二紙に、

文安御即位調度

との首題があり、所謂『文安御即位調度図』部分の末尾には、左記の如き三つの本奥書がある。

①文安元年正月令日寫了、^(書)

藤原光忠判

②安永九年十二月吉日

村上帷彰又寫、

③文化六年七月下旬

本田敬之再寫、

本奥書②の記された安永九年十二月の四日には光格天皇の即位礼が行われており、前後関係は不明であるものの、村上帷彰の書写はこの即位礼に関連して行われたものであろう。さらにその奥に、

④天保九年八月中旬^(二八三)

貴志忠美寫、

とあるのは書写奥書とみられる。これらの奥書のさらに奥に、他の諸本にはみえない、天皇の礼冠・礼服以下を描いた図を収めるのが本書最大の特徴となっている。なおこの部分は、冒頭部の若干を除き彩色がなされている。

(24) 京都大学文学部所蔵。函架番号は国史別置さ一九で全一卷。表紙に打付で、

文安御即位調度之圖

との外題がある。表紙見返しに中央上に楕円形紫色の登録印一顆、表紙見返し中央に印文「京都／帝國大學／圖書之印」の方形朱印一顆がある。また、第一紙右下に印文「樟陰／山房」の方形朱印が一顆、さらにその下に印文「澤氏／藏書」の方形朱印が一顆みられる。前者は岡本経春の蔵書印であるが、後者は誰の蔵書印であるのか確認できなかった。ただし、後掲の奥書③・④の記主を沢村寿栄とみてよければ、寿栄のものか。軸付紙に次の四つの奥書がみえる。

①文安元年正月令書寫畢、藤原光忠判

②享保十六年寫之、

御厨子所預宗直

③天保十四年二月令書寫畢、

大夫尉藤原（花押）

④後日以鴨康滿縣主本一校訖、

（花押）

このうち③は書写奥書とみられ、また④にみえる花押は③にみえる花押と異なるが、その特徴から同一人物のものと思しい。筆跡を勘案しても、③・④は同一人物によって記されたものである。つまり、吉川真司「長岡宮時代の朝廷儀礼―宝幢遺構からの考察―」（前掲）で指摘されている如く、享保十六年に御厨子所預であった高橋宗直が写した本を、天保十四年に大夫尉藤原某が転写し、鴨県主康滿の所持本で校定した写本とみられる。そして、『地下家伝』などによれば、天保十四年二月に「大夫尉」であった人物として、当時正五位下で右衛門大尉であった沢村寿栄がいる。現時点で筆者は寿栄の花押を把握できていないため、残念ながらここで特定することはできないが、田中穰氏旧蔵典籍古文書『出陣次第』（国立歴史民俗博物館所蔵。函架番号H一七四三―四二

で全一冊)の修補奥書にみえる寿栄の筆跡と比較してみると、奥書③・④の記主、すなわち「大夫尉藤原某」とは寿栄その人である可能性が高いように思われる。ただしここでは、その候補者の一人として寿栄の名を挙げておくにとどめておきたい。

(25) 東京大学史料編纂所蔵。函架番号は特殊蒐書、勘解由小路家本——三一で全一卷。表紙はなく、首題に、

文安御即位調度

とある。巻尾に、

文安元年正月令書寫了、藤原光忠判

との本奥書が存する。他本と比較して、彩色がごく一部にしか施されていない点が、本書の大きな特徴といえよう。

(26) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号は壬—一〇六で全一卷。箱に収められており、その箱の貼紙に左記の如き記載がある。

御即位調度圖

完

素表紙で外題はないが、

文安御即位調度

との首題がある。また巻尾には、

文安元年 正月令書寫了、

藤原光忠判

との本奥書がある。

(27) 早稲田大学図書館所蔵。請求番号ワ三—六七四九で全一卷。残念ながら実見できなかったが、同館のホームページにて、本紙部分のみであるが全体の画像をみる事ができる。それによれば、本紙右下に印文「早稲田／文庫」の方形朱印一顆があり、巻末には、

文安元年 正月令書寫了、

藤原先忠判

との本奥書がある。

(28) 宮内庁書陵部所蔵『菅蓋菅翳帽額小忌等之図』(函架番号四五—一三九で全五卷)のうち。部分的な抜書。米田雄介「所謂『文安御即位調度図』について」(前掲)参照。

(29) 東山御文庫所蔵。勅封番号一四二—五—一八で全一卷。端裏に、高御座之繪圖

とある。巻尾には印文「明曆」の方形朱印一顆が捺されている。

(30) 東山御文庫所蔵。勅封番号一四二—五—一九で全一卷。端裏に、目六之外

とある。

(31) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号二〇九—六一七で全一冊。濃紺の表紙左上に打付で、

高御座

との外題を記す。

(32) それらについては、管見の限りではまとまった研究成果は見出せないものの、藤原重雄「近世即位儀の絵図—東京大学史料編纂所架蔵本について—」

(研究代表者加藤友康『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』(二〇〇四年度—二〇〇七年度科学研究費補助金・基盤研究(A)研究成果報告書、二〇〇八年)所収)がある。また、考察の対象が即位礼に限定されたものではないが、研究代表者末松剛『宮廷儀礼に関する指図・絵図の史料学的研究』(平成十七年度—平成十九年度科学研究費補助金(若手研究(B))研究成果報告書、二〇〇八年)もある。なお、京樂真帆子「古記録にみえる指図について」(藤田勝也編『裏松固禪「院宮及私第図」の研究』(中央公論美術出版、二〇〇七年)所収)も参照。

(33) 『書陵部紀要』二五(一九七四年)の彙報欄参照。

(34) ここでは、壬生本『御即位御装束絵様』の表記にしたがった。同本と東山御文庫本の『御即位御装束絵様』・『即位器服図式』、それに九条本『即位装束

絵図」との間で微妙な字句の違いがあるが、大意に影響するような相違ではない。

(35) 中御門家旧蔵の『台記』は、国立公文書館所蔵。請求番号は古三三―五五九で全一卷。久安五年十月から同六年正月までの記事を有し、さらに関連の不明な書状断簡を貼り継ぐ。紙背文書あり。鎌倉後期から南北朝期の書写で、しばしば「別記」に言及することから、本書自体は『台記』の別記ではなく、日次記から抄出されたものであろう。ただし、もともとは兼日を中心とした天皇元服部類記の一部であった可能性が高い。

なお、本書は汲古書院から刊行予定の『内閣文庫所蔵史籍叢刊 古代中世篇』第一期全十巻のうち、第五巻に収められる予定となっており、筆者が解題の執筆を担当したので、詳細はそちらを御覧いただきたい。

(36) 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第五十二巻 朝儀諸次第 一』（朝日新聞出版、一九九七年）所収。鎌倉期の書写。後闕。

(37) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号は九一五一―六九で、鎌倉期の書写。前闕。

(38) 京都大学附属図書館に寄託中で、函架番号は菊一巻―八。南北朝期の書写で、前後闕。紙背文書あり。

(39) 国立歴史民俗博物館所蔵。函架番号は日一六〇〇―一五三七で、江戸期の書写。冷泉家時雨亭文庫本から転写されたものと推定される。

(40) 京都大学附属図書館所蔵で、函架番号は平松第四門―テ一。「御元服後宴次第」と合綴されているが、ともに江戸期の書写。冷泉家時雨亭文庫本から派生したものと推定される。

(41) ここで掲げた『明月記』の記事のうち、建久九年二月二十二日条については、尾上陽介「売立目録にみえる『明月記』断簡」（『明月記研究』一三、二〇一二年）において、その自筆本断簡に関する情報が記述されている。

(42) 拙稿「藤原定家の次第書写」（『明月記研究』六、二〇〇一年）。

(43) なお、藤原頼長とその日記『台記』についての研究としては、橋本義彦『藤原頼長』（吉川弘文館、一九六四年）・同『平安貴族社会の研究』（吉川弘文

館、一九七六年）・同『平安の宮廷と貴族』（吉川弘文館、一九九六年）・尾上陽介「台記 仁平三年冬記」（東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所影印叢書2 平安鎌倉記録典籍集』（八木書店、二〇〇七年）所収）等があり、また最近の研究として、住吉朋彦「藤原頼長の学問と蔵書」（佐藤道生編『名だたる蔵書家、隠れた蔵書家』（慶應義塾大学文学部、二〇一〇年）所収）・元木泰雄「『台記』（藤原頼長）——学問と武のはざままで」（元木泰雄・松園斉編『日記で読む日本中世史』（ミネルヴァ書房、二〇一一）所収）等が挙げられる。

(44) 現在筆者が把握している『台記』の最も早い記事は、東山御文庫本『行幸部類御継文』（勅封番号一三〇―一五三で全一卷。鎌倉期の写）に「宇治左府」として引用されている保延二年正月五日条の逸文である。

(45) 現在筆者が把握している『台記』の最も遅い記事は、日次記および尊経閣文庫所蔵の『宇槐記抄』（室町期の写）に収められている久寿二年十二月二十九日条である。

(46) 東山御文庫には『御即位行幸御見物部類記自天慶至文永』が二本伝存する。うち一本は、勅封番号一四二―三五で全一卷。あるいは室町時代後期の写しか。もう一本は、勅封番号一四一―七〇で全一冊。恐らくは前者から転写されたものと推測される。なお、前者は外題の筆跡より、後者は印文「明暦」の方形朱印一顆が捺されていることより、いずれも後西天皇旧蔵本であることがわかる。本稿で引用した『台記』逸文に関しては、両本で字句に異同はない。

〔附記〕 本稿を成すに当たり、史料の所在などについて種々御教示いただいた小倉慈司氏、米田雄介氏、山本崇氏、虎屋文庫の中山圭子・青木直己の両氏、遠藤慶太氏（御教示いただいた順）や、実際の史料調査に当たって御世話になった各所蔵機関の方々に対し、記してあらためて謝意を表したい。